

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部高齢者福祉課

件名	高齢者就労指導センターの今後の維持管理方法を検討することについて										
現状・課題	【現状】 高齢者就労指導センターは、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送るため、高齢者の就労に必要な技能の修得及び教養の向上に資することを目的として、設置されている。 現在、高齢者就労指導センターは、(社)白井市シルバー人材センターが指定管理者として管理運営を行っている。指定期間は「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、指定管理委託料は年間約600万円である。 また、周辺に類似施設があることから、一般市民の施設利用がない状況がある。 なお、平成24年度の事業仕分けでは、「根本的な見直し又は廃止すること」が決定され、(社)白井市シルバー人材センターへの無償貸与等が検討されたが、当該施設はこれ以降に大規模な修繕や施設の維持管理費用の問題があったことから見直しには至らなかったが、令和5年8月に維持保全工事が完了しており、状況が変化したといえる。(その他施設の概要については別添資料参照) 【課題】 ・高齢者就労指導センターは、公の施設として設置をしているが、講座以外の利用については、(社)白井市シルバー人材センターやその会員の利用に留まっている。 ・市が施設を管理する効果と比較して、市・指定管理者共に事務負担が過剰となっている。										
	付議事案		目的		・施設をより有効で効率的に管理する方法の検討を行う。 ・検討結果について速やかに実行するため、指定管理期間を2年間とする。						
		対応方策		・令和6年度当初予算における債務負担行為の設定期間を3年間とする。 ・施設をより有効で効率的に管理する方法を検討する。							
論点(決定を要する事項)		・高齢者就労指導センターの今後の維持管理方法を検討することについて ・高齢者就労指導センターの指定管理期間を2年間とすることの可否について									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)		市民からの意見聴取について、検討期間のスケジュールの中で、どのような方法で実施することを想定しているか。 →利用形態を大きく変更しない予定であること、また、現在の施設利用者が限定的であることから、市民参加の手法のうちアンケート調査が適当であると考える。									
今後のスケジュール		・R6.2月 議会へ債務負担行為設定を提案 ・R6.6月以降 令和7年からの指定管理者募集開始 ・R6.12月 12月議会に指定管理者指定の議案提出 ※施設の見直しの検討等については別添資料参照									
		項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)			
		条例規則	無			報道発表	無				
		議会説明	有	3月議会		広報・HP等	無				
		市民参加	無								
		付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)								
参考情報		関係法令等	白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例、白井市市民参加条例								
		関係課	公共施設マネジメント課、市民活動支援課								
		事業費	12,648 千円 (うち特定財源 千円)								
		カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他	

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和5年11月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年11月16日（木）午前9時00分～ 本庁舎2階災害対策室2・3

2 出席者

高齢者福祉課 竹内課長、安岡係長、増田主任主事

3 件名

高齢者就労指導センターの今後の維持管理方法を検討することについて

4 会議結果

- ☒ 案のとおり決定する。
☐ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

5 会議内容

（市長発言）

- ・事務効率化のみを目的としていないので、そのような誤解を招かれないように丁寧に進めること。

（主な意見）

- ・行政経営改革実施計画への記載はどうか。
→今年度中に取組項目を提案する。
- ・市民参加の手法としてアンケートを挙げているが、公の施設の廃止の可能性があるものでアンケート以外の手法も実施すべきではないか。
→市民参加手法については、慎重に検討する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

高齢者就労指導センターの今後の維持管理方法を検討することについて

高齢者就労指導センターの現状と指定管理期間を変更して、今後の維持管理方法を検討する理由については次のとおりです。

I 高齢者就労指導センターについて

1 これまでの経緯

平成 12 年 4 月 高齢者就労指導センターとして開設
管理委託制度により白井市シルバー人材センターへ委託
平成 18 年 4 月 指定管理者制度へ移行
移行後においても白井市シルバー人材センターを一者指名で選定
令和 5 年 8 月 維持保全工事完了
現在に至る

2 業務内容

- ① 高齢者の就労に必要な技能の習得事業
- ② 各種講座等高齢者の教養の向上を図る事業
- ③ 施設の利用及び維持管理

3 指定管理料（令和 2 年度～令和 6 年度）（単位：円）

年度	人件費	事業費	施設管理費	合計
2	3,237,000	612,000	1,902,000	5,751,000
3	3,284,000	626,000	1,903,000	5,813,000
4	3,330,000	612,000	1,902,000	5,844,000
5	3,389,000	643,000	1,905,000	5,937,000
6	3,435,000	660,000	1,906,000	6,001,000
合計	16,675,000	3,153,000	9,518,000	29,346,000

4 受託者の公益社団法人白井市シルバー人材センターについて

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事の指定を受けた公益法人で、高齢者等の就業等を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図り、健康で生きがいのある自立した生活を送るため、就労に必要な技能の修得、教養の向上を図ることを目的とする。

（1）事業内容

- ① 就業に関する情報の収集、提供、調査研究及び相談
- ② 就業機会の確保及び提供
- ③ 就業に必要な知識及び技能を目的とした講習会の実施 など

（2）現在の会員数及び財政規模

- ① 会員数 488 人（男 364 人、女 124 人）
- ② 令和 4 年度決算額
収入 164,990,075 円
支出 162,687,025 円

Ⅱ 指定管理期間を変更して、今後の維持管理方法を検討することについて

1 検討理由

付議書で示した課題が発生しており、将来を見据え、より有効で効率的な管理方法を検討する必要があるため。

(1) 検討の方向性について

- ①白井市シルバー人材センターに無償貸与等を行い、当該法人の事務所としても活用する。(施設の有効利用)
- ②現在の実施内容等を大きく変更することなく、市民サービスに影響が出ないよう配慮する。
- ③公の施設としての高齢者就労指導センターは廃止する。(管理の効率化)

(2) 想定される維持管理方法

- ①無償貸与
- ②有償貸与
- ③有償譲渡
- ④無償譲渡 など

例 無償貸与（譲渡）した場合に想定されるメリット・デメリット

メリット	デメリット
① 指定管理に係る事務が無くなる 市・シルバー共に新たな経費をかけずに他業務の充実が図れ、もって市民サービスの向上につながる。 ② 管理運営等に係る経費軽減 現在の指定管理料約 600 万円に替えて、補助金及び委託料として支出することが想定されるが、これらについては国で最高2分の1の補助がある。 ※国補助金については、交付要綱に基づき上限額が設定されているが、補助要綱自体が年々変更されていることなどから、効果額等については変動あり（最大300万円の補助が見込まれる）。	① 一般市民の利用が出来なくなる 現状では一般市民の利用が皆無なことから実質的な影響はなし。また、近隣に類似施設があることから代替は可能である。

高齢者就労指導センターの今後の維持管理方法検討・取組スケジュール（案）

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
R5	検討事項等									・ 行政経営改革実施計画への位置付け				
	指定手続							・ 予算要求			・ 債務負担行為設定			
	指定期間	①今期指定管理（R2～R6）												
R6	検討事項等	・ 施設の今後の維持管理方法検討（関係課と協議）、シルバー人材センターと協議及び関係法令の確認												
											・ 市民からの意見聴取実施			
	指定手続			・ 次期指定管理者募集						・ 次期指定管理者議案提出				
	指定期間	①今期指定管理続き（R2～R6）										①今期指定管理終了（～R7.3）		
R7	検討事項等	・ 検討等（前年度続き）												
			・ 部内調整											
				・ 行政経営戦略会議				・ 議案検討会		・ 施設廃止等議案提出				
	指定手続													
	指定期間	②次期指定管理開始（R7～R8）												
R8	検討事項等	・ 周知												
				・ 委託事業設計										
	指定手続													
	指定期間	②次期指定管理続（R7～R8）										②次期指定管理終了（～R9.3）		